

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

山口県防府市

令和2年4月

## 1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
防府市	52.5 歳	81 人	351,462円	425,540円	366,548円	—	—	—	—
清掃職員	52.6 歳	66 人	349,588円	429,402円	364,762円	廃棄物処理業 従業員	45.9 歳	296,600円	1.45
学校給食員	53.3 歳	7 人	363,314円	379,029円	369,314円	調理士	43.4 歳	253,000円	1.50
用務員	—	—	—	—	—	用務員	55.6 歳	211,600円	—
自動車運転手	51.8 歳	5 人	356,800円	450,118円	380,800円	自家用乗用自 動車運転者	57.7 歳	246,600円	1.83
その他	50.0 歳	3 人	356,133円	408,145円	375,633円	—	—	—	—
山口県	61.0 歳	4 人	226,750円	236,525円	227,050円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	47 人	316,662円	358,924円	334,009円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
防府市	—	—	—
清掃職員	6,790,522円	4,102,900円	1.66
学校給食員	6,210,430円	3,392,000円	1.83
用務員	—	2,883,400円	—
自動車運転手	7,085,508円	3,184,300円	2.23
その他	6,542,413円	—	—

- ※ 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成28年～30年の3ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均。
- ※ 「平均給与月額(A)」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものである。
- ※ 「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。
- ※ 類似団体の職員数は、一般市類型「Ⅲ-2」29団体の平均。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2)年齢別職員数及び平均給与

区分	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	総計
	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
全体				1	2	12	18	25	18	5	81
				*	*	4,252	4,287	4,494	4,460	2,230	4,255
清掃職員					2	10	16	20	13	5	66
					*	4,307	4,328	4,570	4,641	2,230	4,294
学校給食員						1	1	2	3		7
						*	*	*	3,814		3,790
用務員											
自動車運転手				1				3	1		5
				*				4,486	*		4,501
その他						1	1		1		3
						*	*		*		4,081

※ データは平成31年4月1日のもの。

※ 表の上段は人数(単位:人)、下段は平均給与(単位:百円)。

※ 対象となる人数が3人未満の場合は個人情報保護の観点から、平均給与の欄をアスタリスク(\*)としている。

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一)の1級~4級を合成したもの。4級制)を適用。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の種類	手当の額		手当の支給を受ける者の範囲
	一日	半日	
衛生現業手当一号	700円		し尿・ごみの収集作業、葬儀業務又は廃棄物処理施設の機械操作に従事した職員
	350円		
衛生現業手当二号	一回	600円	焼却炉内又は破砕処理機内の清掃、点検、補修、灰出し作業又は不燃物等の除去作業に従事した職員
衛生現業手当三号	一件	300円	犬猫等の死体処理作業に従事した職員

※ データは平成31年4月1日のもの。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前一年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員については、第3次行政改革前期計画に基づき退職者不補充としており、平成13年度以降、新規採用を実施していない。

給与については、民間の類似職種との均衡に留意し、より適正な運用に取り組んでいく。

## 3 具体的な取組内容

給料表については、当面現行の給料表を踏襲するが、今後、国家公務員の行政職俸給表(二)の適用も視野に入れて見直しを検討する。

特殊勤務手当については、衛生現業手当一号の支給額を見直し、平成18年度から20年度にかけて段階的に減額を行った。

ごみ収集業務、学校給食業務、学校用務については、年次的に民間委託を実施しており、今後更に他の業務も含めた民間委託を推進していく。

## 4 その他

新規採用をしないため、今後、職員数の推移に留意しながら、民間委託等の推進や事務・事業の見直しを進めていく。